

せい かつ ほ ご
生活保護のしおり

このしおりは、生活保護制度のしくみや申請の手続きについて説明したものです。

わからないことやご相談のある方は、お気軽に福祉課におたずねください。

しらおかしふくしじむしょ (しらおかし ふくしか ほごたんとう
白岡市福祉事務所 (白岡市 福祉課 保護担当)

〒349-0292 しらおかしせんだの ばんち
白岡市千駄野432番地

TEL 0480-92-1111

ないせん
内線 166・168・169

FAX 0480-93-5037

生活保護とは

私たちは、生活しているうちに病気やケガなどにより働けなくなったり、働き手が死亡したりして生活に困ることがあります。

生活保護は、このように生活に困っている方に対して、国民の生存権の保障を規定した憲法第25条の理念に基づき、健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに、自立を助けることを目的とした制度です。

この制度は、生活保護法（以下、「法」という。）に基づいて行われています。

〈日本国憲法 第25条〉

すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

〈生活保護法 第1条〉

この法律は、日本国憲法第25条に規定する理念に基づき、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする。



生活保護申請手続きの流れ

◆相談

生活保護の相談については、市役所（福祉課）が窓口になります。生活保護制度の仕組みなどの説明を行います。また、電話相談もできます。

【相談受付時間】 月～金曜日（祝日・年末年始を除く）
午前8時30分～午後5時15分



◆申請書の提出

生活保護を受けるには、本人や家族、扶養義務者等からの申請が必要です。

申請するときは、原則、申請書等（生活保護申請書、資産申告書、収入申告書、同意書など）に必要事項を記入し、福祉事務所に提出してください。

病気などで申請の手続きに来られないときは、福祉事務所に連絡してください。

※明らかに窮迫した状況にあるときは、本人からの申請がなくても、福祉事務所の判断で生活保護の利用を開始する場合があります。

◆調査

申請すると福祉事務所の担当員（ケースワーカー）が家庭訪問などの方法により保護が必要かどうかの調査をします。調査の内容は、現在の生活状況、家族の健康状況、扶養義務者の状況、収入や資産の状況、その他保護の決定に必要な事項です。なお、自立を支援するため、今までの生活状況などをお聞きすることもあります。プライバシーは守られますので、差し支えない範囲で御協力ください。

また、預貯金や生命保険の加入状況について、関係機関において必要な調査を行います。医療が必要な方については、主治医等に病状をうかがうことがあります。



◆決定

福祉事務所長は、調査結果をもとに、保護が必要かどうか、また、必要ならどの程度かを、申請日から14日以内（遅くとも30日以内）に決定し、その内容を文書で通知します。

*申請してから決定するまでの間に、次のようなことがあれば、すぐに福祉事務所に連絡してください。

また、困ったことやわからないことがあれば、福祉事務所に相談してください。

- ①収入が増えたり減ったりしたとき（働いて得た収入、年金、仕送りなどのすべての収入）
- ②家族の人数が変わったとき（出産、死亡、転入、転出など）
- ③通院したり、入退院したりするとき
- ④その他、生活の状況が変わったとき

※決定に不服のある場合は、決定を知った日の翌日から3か月以内に埼玉県知事に対して審査請求を行うことができます。（法第64条）

◆ 調査で確認をすること

生活保護は、利用し得る資産、能力、その他あらゆるものを生活の維持のために活用することが前提となります。

このため、次の各項目について、調査で確認させていただきます。

1 資産の活用

預貯金、生命保険、土地、家屋、自動車、バイク（一定の要件を満たした125cc以下を除く）、貴金属など活用できる資産は、まず生活のために活用していただくことになっています。

保険について

※生命保険は解約返戻金・保険料が少額である場合、学資保険は保護開始時の解約返戻金が50万円以下である場合は保有が認められることがあります。



土地・家屋について

※居住用の不動産は、処分価値と利用価値を勘案した結果、保有が認められることがあります。

※高齢者のみの世帯で、所有する不動産が一定価値以上ある場合には、要保護世帯向け不動産担保型生活資金（リバースモーゲージ）の貸付制度を活用してください。

自動車・バイクについて

※6か月以内の就労により、保護からの脱却が確実に見込まれ、保有する自動車の処分価値が小さい場合、また、病気や障がいのある方などで、その世帯の状況に応じ世帯の自立に向けて必要である場合などは、保有が認められることがあります。



2 能力の活用

世帯員のうち働く能力のある方は、その能力を活用させていただきます（本人を含む）。必要に応じて仕事を探すことの支援も可能です。

病気や障がいにより働くことが難しい方には、医師等の意見を参考にして、その方に合った支援をしていきます。



3 他の制度の活用

生活保護法以外の制度（健康保険、雇用保険、各種年金、恩給、児童手当、児童扶養手当・介護保険や障害福祉サービスなど）は活用させていただきます。

◆保護に優先して行われるもの

扶養義務者（親、子ども、兄弟姉妹など）からの援助を受けることができる場合は、それを優先します。この場合の援助とは、可能な範囲の援助であり、援助可能な親族がいることで生活保護の利用ができないということではありません。

なお、保護申請があったときや保護開始後においては、定期的に扶養義務者に対し、援助の可否について照会を行います。

ただし、扶養義務の履行が期待できない方や、扶養を求めることが明らかに自立の妨げとなる方に対しては、基本的には福祉事務所からの照会は行いませんので、お申し出ください。

扶養義務の履行が期待できない方の例

- 生活保護を受けている方、福祉施設入所中のかたや長期間入院中の方
- 概ね70歳以上の高齢者や未成年者、専業主婦・主夫等の非稼働者の方
- 特別な事情があって、明らかに扶養ができないと考えられる方
- 交流が断絶している方（例えば10年程度音信不通など）

扶養を求めることが明らかに自立の妨げとなる方の例

- 家庭内暴力を受けて逃げている相手
- 過去に虐待を受けたことがある相手

※これは例示です。これ以外にも事情のある方はお申し出ください。

◆ 生活保護の審査について

保護は原則として、世帯（くらしをともにしている家族）を単位として、その世帯の最低生活費の額と世帯全体の収入額を比較し、不足する場合にその不足する額が保護費として支給されるしくみになっています。



最低生活費

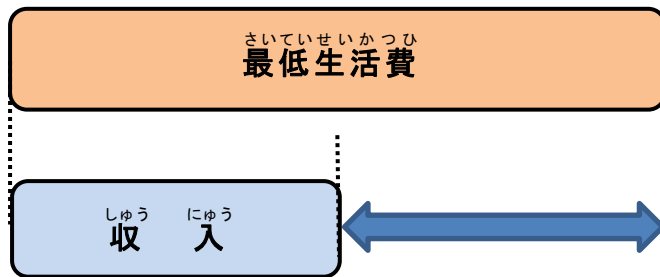
その世帯の人数、年齢、健康状態、住んでいる地域などをもとに国で決めた基準により計算された1か月分の生活費で、月によって変わる場合があります。

収入

働いて得た収入、年金・手当などほかの法律等により支給される金銭、親や兄弟姉妹などからの仕送り援助、資産を貸したり売ったりして得た収入など、世帯全員の収入を合計したものです。

● 保護が受けられる場合

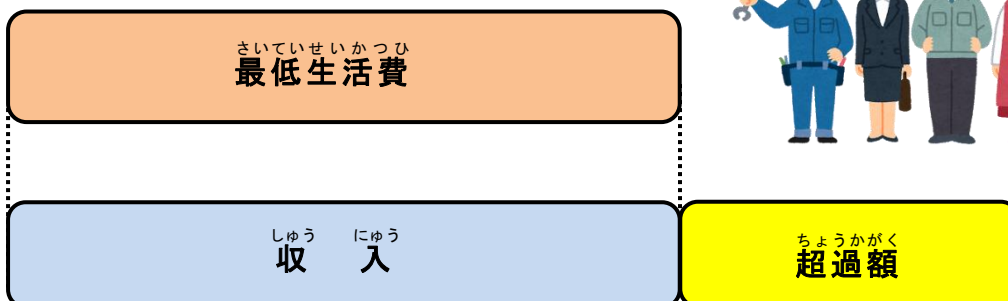
（収入が最低生活費に満たないとき）



この部分が生活保護費として支給されます。

● 保護が受けられない場合

（収入が最低生活費を上回るとき）



※ 働いて得た収入からは、社会保険料や所得税などが、控除されます。

また、勤労控除も適用されます。

控除とは収入から除かれる（差し引かれる）ことです。控除された分は手元に残ることになります。

ほご ないよう 保護の内容

ほご つぎ しゅるい ふじよ
保護には、次の8種類の扶助があります。

せいかつふじよ
生活扶助 まいにち せいかつ ひつよう しょくひ こうねつすいひ ひよう
毎日の生活に必要な食費や光熱水費などの費用です。



じゅうたくふじよ
住宅扶助 やちん ちだい じゅうたく しゅうりひ ひよう
家賃、地代または住宅の修理費などの費用です。



きょういくふじよ
教育扶助 ぎむきょういく ひつよう がくようひんだい きゅうしょくひ ひよう
義務教育にともなって必要な学用品代、給食費などの費用です。



かいごふじよ
介護扶助 かいご ひつよう ばあい ひよう
介護サービスが必要な場合の費用です。



いりようふじよ
医療扶助 びょうき ばあい いりよう ひつよう ひよう
病気やけがなどをした場合の医療に必要な費用です。



しゅっさんふじよ
出産扶助 しゅっさん よう ひよう
出産に要する費用です。



せいぎょうふじよ
生業扶助 ぎじゅつを身につけるためのひよう こうとうがっこう等へのしゅうがくひよう、
しゅうしょくじゅんびひよう
就職準備などの費用です。



そうさいふじよ
葬祭扶助 そうぎなどにようするひよう
葬儀などに要する費用です。



※支給方法は、金銭で支給される場合と介護費、医療費のように福祉事務所が代わって
支払いをする場合があります。また、このほかに、一時的に必要なものとして被服費
や転居費用が支給される場合もあります。それぞれ条件がありますので、事前に福祉
事務所に相談してください。

ほご かいし ばあい 保護が開始された場合

◆ 保護費の支給

毎月の保護費は、毎月決められた日（原則5日）に支給されます。

臨時の生活保護費（住居の契約更新料や通学定期代など、臨時で一時的な生活保護費）については、臨時的に支給することもあります。

また、特別の需要がある方に対応する加算（妊産婦加算、障害者加算、児童養育加算、母子加算など）もあります。

※生活保護受給中は、申請によって減額又は免除を受けることができます。

- | | | | | |
|---|--------------------------|-------------------|--------------------------|-------------|
| 例 | <input type="checkbox"/> | NHK放送受信料 | <input type="checkbox"/> | 市県民税、固定資産税 |
| | <input type="checkbox"/> | 国民年金保険料 | <input type="checkbox"/> | 住民票などの交付手数料 |
| | <input type="checkbox"/> | 自立支援医療の上限負担額の変更など | | |

◆ 家庭訪問をします

生活保護が開始になった場合は、福祉事務所のケースワーカーが定期的に訪問し、生活の変化に応じて保護費を適正に決定するため、「収入や生活状況」などをお聞きします。お聞きした調査内容が他人に漏れることはありません。

また、自立した生活をおくることができるよう支援します。



◆ 相談したいときは

あなたの世帯が自分たちで暮らしを支えていくにはどうすればよいか、一緒に考え、支援していくこともケースワーカーの仕事です。秘密は守りますので、困ったことやわからないことなどがある場合は、ケースワーカーに相談してください。

◆ 権利として保障されること

- (1) 正当な理由なく、生活保護費を減らされたり、生活保護を受けられなくなるなどの不利益を受けることはありません。
- (2) 生活保護費など生活保護により支給された金品には、税金をかけられたり、差し押さえられたりすることはありません。
- (3) 生活保護の決定事項（生活保護申請の却下、変更、停止または廃止など）に不服があるときは、決定を知った日の翌日から数えて3か月以内に埼玉県知事に対して、審査請求を行うことができます。



◆^{まも}守っていただくこと

(1) 届出の義務（法第61条）

あなたの申し出をもとにして保護の程度を決めますので、収入、支出、その他生活状況に変動があったとき、住まいや家族構成について変わったことがあったときなどは、すぐに福祉事務所に届け出ていただきます。

※世帯状況に変化があったときの例

- 家族に変化があったとき。（結婚・出生・死亡・転入転出・入退学・休学・卒業・入退院・事故など）
- 住所・家賃・地代などが変わるとき。（転居などについては必ず事前に相談してください。）
- 就職や退職をしたとき。
- 健康保険の資格を取得又は喪失したとき。
- 生命保険などの加入、解約、名義変更をしたとき。
- 帰省などで家を長期間留守にするとき。
- その他、生活状況に大きな変化があったとき。



大学（専修学校・各種学校の一部を含む）での就学が、世帯の自立助長の観点から特に効果的と認められれば、世帯分離できる場合があります。

※収入に変化があったときの例

なお、事例は一部です。収入は全て申告が必要です。

- 給料、ボーナス（賞与）などがあったとき、
- パート、アルバイト（高校生含む）収入があったとき。
- 年金、福祉手当などの公的手当があったとき。
- 相続、養育費、仕送りなどの収入があったとき。
- 生命保険の入院給付金や解約返戻金があったとき。
- 交通事故の慰謝料、補償金などがあったとき。
- 債務整理による過払金の戻りがあったとき。
- 敷金の戻りがあったとき。
- 不動産など資産の売却益があったとき。



ただ 正しく申告すれば、以下のような控除や収入として認定しない取り扱いが受けられます。

■ 就労収入に対する控除

基礎控除…就労収入がある場合、給与総額に応じて、一定の金額が控除されます。

未成年者控除…未成年者が就労した場合、基礎控除のほかに一定の金額が控除されます。

その他の必要経費…社会保険料、所得税、通勤交通費などの必要経費が控除されます。

■ 高校生のアルバイト収入

高校生のアルバイト収入のうち、授業料の不足分や修学旅行費、学習塾代など

早期自立に充てられると認められたものは、収入として認定しない取り扱いとなります。



※その他、自立更生のための費用として認められたものについても、収入として認定しない取り扱いができる場合がありますので、申告する際にご相談ください。

収入として認定しないものの例

- 出産、就職、結婚、葬祭等に際して贈与される金銭
- 渡航費（親族の冠婚葬祭、修学旅行、国際大会への参加の場合）

(2) 指導・指示に従う義務（法第62条）

あなたの生活状況に応じて、適切な保護を行うために、指導・指示をすることがあります。指導・指示に従わない場合は、保護が受けられなくなることがあります。

(3) 生活向上の義務（法第60条）

働ける人は能力に応じて働き、計画的な暮らしをするなど、生活の維持、向上に努力しなければなりません。

(4) 譲渡禁止（法第59条）

保護を受ける権利を他人に譲り渡すことはできません。

◆ 保護費を返していただくことがあります。

(1) 急迫した事情などのため、資力があるにもかかわらず保護を受けた場合には、その受けた金品に相当する金額の範囲内の額を、返していただきます。（法第63条）

(2) 事実と違う申請をしたり、収入申告義務を怠るなど、不正な手段により保護費を受け取ったときは、保護のために要した費用の全部又は一部を、返していただきます。（法第78条）

また、その金品を徴収されるだけでなく、法律により罰せられることがあります。（法第85条、刑法）

病院などにかかるとき

- (1) 病院などにかかるときは、「医療券」が必要です。病院に行く前に、市役所（福祉課）で医療券の交付を受けてください。
 なお、緊急の場合や、夜間、市役所が休日の日などに受診した場合は、後日「医療券」の交付を受けてください。
 - (2) 受診するときは、生活保護法で指定されている病院・医院を受診してください。指定されていない病院・医院で治療を受けたときは、医療費全額を自己負担で支払わなければならないことがあります。
 - (3) 移送費（通院にかかる交通費）は、実費が支給されます。申請時には「保護変更申請書」と「領収書（写し）」を提出してください。ただし、タクシー代については、主治医による要否意見書が必要になりますので、事前にケースワーカーに連絡してください。
 - (4) 柔道整復、あん摩・マッサージ、はり・きゅうの治療を受けるときは、事前にケースワーカーに連絡してください。
 - (5) メガネやコルセットのほか、治療に要するものが必要なときには、購入前にケースワーカーに連絡してください。
 - (6) 社会保険に加入している方は、保護開始後も保険証が使えるので、事前にケースワーカーに連絡してください。
 また、新たに社会保険に加入後、保険証が交付された場合は、必ず福祉課に届け出をお願いします。
 - (7) 医師が後発医薬品（ジェネリック医薬品）の使用が可能であると判断した場合は、原則として後発医薬品が調剤されます。
- ※生活保護決定前に受診する場合は、福祉課（ケースワーカー）に連絡してください。
 また、病院などの窓口で生活保護の申請中であることを必ず伝えてください。



介護サービスについて

- (1) 要介護認定を受ける必要があるため、高齢介護課で申請を行ってください。
- (2) 介護サービスを受ける際に、介護保険証、ケアプランの写しなどの提出が必要になります。詳しくはケースワーカー、ケアマネージャーなどに相談してください。



おも せたい せいかつ ほ ごきじゆん げつがく
主なモデル世帯の生活保護基準（月額）

れいわ ねん がつついたち おも せたい せいかつ ほ ごきじゆん れい
 令和5年4月1日からの主なモデル世帯の生活保護基準の例

◆ 3人世帯（33歳、29歳、4歳）

	3級地-1
世帯当たりの最低生活費	188,990円
生活扶助	130,800円
児童養育加算	10,190円
住宅扶助	48,000円

注1 11月から3月までは、生活扶助に、冬季加算が上乗せされます。

注2 上記の額に加えて、医療費等の実費相当が必要に応じて給付されます。

注3 勤労収入がある場合には、収入に応じた額が勤労控除として控除されるため、生活保護の最低生活費に控除額を加えた額が最低生活費となります。

（勤労収入が100,000円の場合は、23,600円が控除額となるため、
 $188,990円 + 23,600円 - 76,400円$ （収入充当額）= 136,190円となります。）

◆ 高齢者単身世帯（68歳）

	3級地-1
世帯当たりの最低生活費	103,640円
生活扶助	66,640円
住宅扶助	37,000円

注1 11月から3月までは、生活扶助に、冬季加算が上乗せされます。

注2 上記の額に加えて、医療費等の実費相当が必要に応じて給付されます。

注3 勤労収入のある場合には、収入に応じた額が勤労控除として控除されるため、現実に消費する水準としては、生活保護の最低生活費に控除額を加えた水準となります。

（勤労収入が50,000円の場合は、18,400円が控除額となるため、
 $103,640円 + 18,400円 - 31,600円$ （収入充当額）= 90,440円となります。）

◆^{たんしんせたい}単身世帯（40歳）※1か月以上の入院者^{げつじょう にゅういんしゃ}

	3級地 - 1
世帯当たりの最低生活費	23,110円
生活扶助	23,110円

- 注1 11月から3月までは、生活扶助に、冬季加算が上乗せされます。
- 注2 上記の額に加えて、医療費等の実費相当が必要に応じて給付されます。
- 注3 賃貸物件に住んでいる場合は、住宅扶助が給付されます。（6か月まで）

◆^{こうれいしゃたんしんせたい}高齢者単身世帯（75歳）※介護福祉施設入所者^{かigoふくししせつにゅうしょしゃ}

	3級地 - 1
世帯当たりの最低生活費	19,760円
生活扶助	9,880円
介護施設入所者加算	9,880円

- 注1 11月から3月までは、生活扶助に、冬季加算が上乗せされます。
- 注2 上記の額に加えて、医療費・介護費等の実費相当が必要に応じて給付されます。

※級地…級地とは、生活保護の実施を行う市区町村ごとに定められた区分です。

1級地 - 1、1級地 - 2、2級地 - 1、2級地 - 2、3級地 - 1、3級地 - 2
の6つに分けられており、それぞれ生活扶助や住宅扶助等の保護費の基準額が違
います。

白岡市は3級地 - 1です。

